

# 障害福祉サービス事業者の現状と課題に関する一考察

—厚生労働省の社会保障審議会に着目して—

長 野 志 穂\*

## A study on the current situation and challenges of welfare service providers for persons with disabilities

—Focusing on the Social Security Council of the Ministry of Health, Labor and Welfare—

NAGANO Shiho\*

### Abstract

Considering the reality of Japan's super-aging society as a social problem, the reality that the number of workers is not increasing due to the declining birthrate, and the reality that the number of people with disabilities is increasing year by year, the disability welfare industry as a whole can help solve social problems. The major challenge is to develop and master the business opportunities.

キーワード：障害福祉サービス，障害保健施策の変遷，厚生労働省，情報弱者，横断的組織

Keywords : Disability welfare services Change in disability health policies, Ministry of Health, Labour and Welfare, information weak person, cross-sectional organization

### 1. はじめに

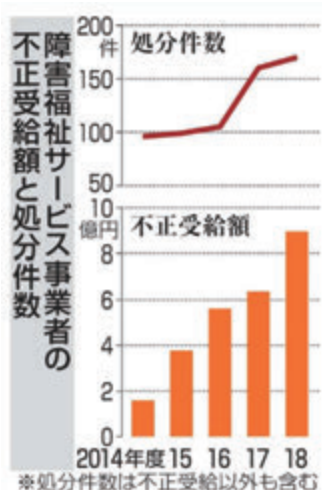
2020年4月6日、47NEWSのネット記事<sup>1)</sup>「障害福祉を食い物、全国で公金の不正受給 26億円 5年間で5.6倍増 あおるコンサルタントが背景に」という衝撃的な見出しに目を奪われた。この調査は2020年1月中旬～2月中旬、事業者の指定権限がある47都道府県、20政令指定都市、58中核市を対象に実施していた。全125自治体から回答を得て、2014～18年度の▽障害福祉サービス事業者の指定取り消し件数▽事業の一時停止処分の件数▽給付費の不正受給額などを集計している。その具体的

な中身は、「障害者の生活や就労を支援する障害福祉サービスで、運営事業者が不正に受け取った公金（給付費）が2014～18年度の5年間で少なくとも約26億2千万円に上ることが、共同通信の全国自治体調査で分かった。厚生労働省は不正受給や処分件数の集計を発表しておらず、全国的な状況が明らかになるのは初めて」ということだ。どうやらその背景には「もうかる」とうたうコンサルタント会社に釣られ、利益優先で参入する事業者が増えていることがあり、サービスの提供実績や職員数を偽って不正受給する手口が多いが、自治体の審査は書面が中心で、「怪しい」と思っても書類が形式的に整っ

\*理工学部共通教育群非常勤講師 Part-time Lecturer, Division of Liberal Arts, Natural, Social and Health Sciences, School of Science and Engineering

ていけば追及できない、という問題点が介在しており、結果的に障害福祉サービスを必要としている利用者にそのしわ寄せが及んでいることは想像に難くない。

表 1 障害福祉サービス事業者の不正受給と処分件数（共同通信全国自治体調査より）



不正受給は14年度には約1億5800万円だったが、18年度には5.6倍の約8億9000万円と急増。ペナルティー分を含めた返還請求額は5年間で約30億8500万円に上り、未返還や回収不能が少なくとも約11億1400万円あった(表1)。返還請求や未返還の金額は不回答も多かったため、実際にはもっと多いことが確実だ。処分件数は計630件で、約7割は株式会社などの営利法人。サービス種別では、居宅介護(ホームヘルプ)や障害児向けデイサービス、就労支援系が目立った。不正が相次ぐ理由を複数回答で尋ねたところ、「事業者のモラル低下」が約半数と最多で、「法人種別を問わず営利優先の事業者が増えたため」が31%、「株式会社など営利法人の参入増」が29%だった。このような理由が出てくる背景には、注目のビジネスなどと魅力的な数字を示しながら障害福祉の事業に参入を促すコンサルタントがいて、その話を聞いて異業種参入してみたものの上手く行かず、利用者リクルートや利用率の低迷などで経営状態が悪化して、結果、職員の配置数をごまかしたりして不正請求に至る、などという流れが指摘されている。

また2021年7月16日のNPO法人障がい者就労支援事業共創ネットワークの記事<sup>2)</sup>によると、「障害

福祉事業は、障害者の生活や仕事といった中にある社会問題解決を起点にビジネスを組み立てているソーシャルビジネスであり、何かのきっかけで業界参入の興味をもったのなら、障害福祉・障害者就労や雇用といった社会問題そのものに関心を寄せていただいて、問題の構造はどうなっているのか、どの部分でどのような役割で自分たちは関わられるのかを考えてみてはいかがか」という問題提起をしている。

さらには、2000年の社会福祉基礎構造改革により、福祉サービスの提供体制が「措置費から報酬に切り替わった」ことで、特に営利法人の参入は、サービスの多様化を促し、サービス利用者の選択を可能とした<sup>3)</sup>。中でも「適切な競争条件の整備」が課題として挙げられている<sup>3)</sup>が、障害福祉サービス事業者の悪質な例として、枚挙にいとまがなく、ここには自治体の回答や取材を基に作成された内容を掲載する。

【障害福祉サービス事業者の悪質な例】<sup>1)</sup> (自治体の回答や取材を基に共同通信作成)

- ・サービスを提供していないのに、記録を改ざんして給付費を不正受給
- ・勤務表や給与明細などを捏造し、退職した従業員や、実際には働いていない者が勤務していたかのよう偽装
  - ・従業員の資格や実務経験の証明書を偽造して、事業の指定を取得。監査でも虚偽の答弁を繰り返す。
  - ・指定取り消しから5年間は新たな事業の指定を受けられないため、親族や知人、従業員が別法人をつくり、事業を始める

だが、書類上、条件を満たしていれば自治体は指定を拒めない実情もあり、こうした法の抜け道をつくケースは他の自治体でもあり、担当者は対応に苦慮している<sup>3)</sup>。

上記のような現状も踏まえて有識者も、「経営者や現場スタッフの意識が低い施設では、モラルの低下が不正を招いている面があり、研修や教育を充実させる必要がある。障害福祉は一般のサービス業と違い、競争原理だけではなく、いったん事業を始めたら継続させるような仕組みも考えるべきだ」と指

摘している<sup>3)</sup>。

以上のような実情を踏まえて、本研究では、障害福祉サービス事業者がビジネスを通して、社会問題解決のために、自分たちの私利私欲を肥やすための理想のみを追求するのではなく、国の動向を踏まえることを大前提とし、厚生労働省の資料を読み解き、障害福祉サービス事業者はどのような社会を望み、何をすべきかについて、改めて考察を行ない、今後の在り方についての視点を究明することを目的とする。

## 2. 日本の障害保健福祉施策の変遷

厚生労働省社会保障審議会障害者部会報告書(令和4年6月13日)<sup>4)</sup>のはじめに、2つのポイントが記載されている。まず1点目は、障害者の日常生活及び社会生活の支援や障害児の発達支援のための障害福祉サービス等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」及び児童福祉法により実施されている、ということ。そして2点目は、平成28年(2016)に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成28年法律第65号)が成立した際、施行後3年を目途として施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした、という点である。

遡ること、平成24年(2012)厚生労働省社会・援護局長より、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布について」の通知が発出された<sup>5)</sup>。同法律(平成24年法律第51号)については、平成24年3月13日に第180回通常国会に法案が提出され、同年6月20日に可決成立し、6月27日に公布された。この法律の施行は、平成25年4月1日(一部は平成26年4月1日)であり、必要な政省令等については今後順次その内容を検討することとしているが、今般、法律の趣旨及び主な内容を以下の通り通知するので、十分御了知の上、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底をお願いする、とある。

さらに平成12年(2000)の社会福祉基礎構造改革<sup>6)</sup>では、一部の社会福祉事業を除き、これまでの行政側に決定権がある措置制度を改め、サービスの利用者が自らの意志で利用するサービスについて選択できる利用制度に方向展開した。社会福祉サービスの質と量の向上を掲げ、事業参入の規制緩和を行ない、企業の参加を促進した。それまで自治体や社会福祉法人が運営を独占してきた福祉サービスの質の停滞を受け、福祉サービスにも競争原理が導入された。現在の障害者総合支援法のもととなる制度は支援費制度といい、平成15年(2003)に公布された。支援費制度は保険制度ではないが、認定、程度区分、サービス提供のプロセスを、すでに存在していた高齢者の介護保険制度を参考にしながら、サービスを開始したものの、財源不足とサービス利用料に地域差があるなどの問題で改正を余儀なくされた。

支援費制度の課題を解決し、改正法として施行されたのが平成18年(2006)の障害者自立支援法である。多くの障害者が属する低所得世帯にも1割負担を課し、世帯の範囲も生計を共にする家族と広範だったため、障害者の負担が増した。さらにサービスを提供する事業者にも不評で実質の改悪となる改正だった。国は障害者とその家族から違憲訴訟を起こされ、同法は廃止となってしまい、訴訟の和解の際に取り交わされた基本合意に基づいて施行されたのが、現行の「障害者総合支援法」である。従来施行されていた障害者自立支援法を改正する形で、平成25年(2013)4月に施行された。

法律が改正された途端に、次期改正のための議論が即開始され、3年かけて報告書がまとめられる。平成27年(2015)4月から本格的に検討が開始され、計45団体からヒアリングを行なうとともに、計19回にわたって施策全般の見直しに向けた検討を行ない、今後の取り組みについて報告書がまとめられた(平成27年12月14日)。平成30年度(2018)に予定されている障害福祉サービスの次期報酬改定に向けて、具体的な改正内容について検討を進め、財源を確保しつつその実現が図られる<sup>7)</sup>。

直近では、令和3年(2021)3月、障害者総合支援法等の施行状況等について議論が開始された。事業者団体、当事者団体等46団体からヒアリングを

行なうとともに、ヒアリング後には令和3年末までに計13回にわたって障害者総合支援法等の施行状況や施策の見直しに関する議論が行われた。また障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会、障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議及び障害児通所支援の在り方に関する検討会における報告書についても報告され、議論してきた。以上のような経過を経て、関連する審議会等の議論の進捗状況を踏まえつつ、令和3年12月16日に下記の方針をまとめ、中間整理を公表した<sup>8)</sup>。

- (1) 一定の方向性を得るに至った障害児支援に関する論点については必要な措置を講じていくべきである。
- (2) また、それ以外のさらに議論が必要な事項については、引き続き本部会における議論を継続し、来年(令和4年)半ばまでを目途に最終的な報告書を取りまとめることを目指す。

その後、上記(1)の論点については令和4年に対応する児童福祉法の改正法案が第208回通常国会(令和4年国会)で審議された。一方で、上記(2)に引き続き本部会における議論を継続するとされた論点については、令和4年3月より最終的な報告書のとりまとめに向けた議論を再開し、各論点について一層議論を深めてきた。また、障害者雇用率制度をはじめとした諸制度や施策については、本部会と並行して、労働政策審議会障害者雇用分科会において議論されており、その状況が報告された。この間、とりまとめに向けた議論も含め、計8回にわたって障害者総合支援法等の施行状況や施策の見直しに関する議論を行なった。

令和3年10月に地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会が設置され、「精神障害者等に対する支援」について13回にわたり議論が行われてきた。この議論の状況については、令和4年4月及び同年6月に本部会において報告・議論されたところ、今後の方向性について本報告書にとりまとめた。

以上のような審議経過を経て、ここに障害者総合支援法及び児童福祉法改正後3年を目途とする見直しの議論を本部会としてとりまとめる。政府には、本報告書に基づく今後の対応として、関係法令等の

改正や次期報酬改定等について検討を進め、可能な限り早期に実現するよう取り組んでいくことを求める。

なお、今回の障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しの後、今後の障害者部会における議論に当たっては、障害福祉施策に関する各論点のみならず、地域移行・地域生活の支援をどう進めていくかや、制度や障害福祉サービス等の在り方そのものに関し、中長期的な議論を進めていくことが必要である。

このような国の動向というのは、過去にさかのぼって厚生労働省のHP等で議論の様子を伺うことができる。最新の情報は、常に更新されていることである。しかしながら、それらの情報は現場の事業者が届いているのだろうか。法改正されましたという意味での内容は事業に直結する守るべきルールなのでその時期にそのタイミングで手元にあるが、議論をされつくしてその状態が出来上がっているという実態には、当然その事情を知らない状態では、どのような流れで、どんな議論が行われて、最終的にこうなったのかということを理解することはできないのではないかと。障害福祉サービスを利用する方のための事業所運営、そして働く側にとっても充実したビジネスと考えたときに、よりよいサービスの充実を図り、他社との差別化も含めて、国の動向をいち早く手に入れ、自社サービスに反映できることは非常にプラスの影響が大きいと考えるからこそ、障害福祉サービス事業者が抱える現場の実情・実態に寄り添った国策としての立ち位置がより重要な鍵を握る。

### 3. 厚生労働省の資料から読み解く、障害福祉分野をとりまく状況

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部とこども家庭庁支援局障害児支援課が障害福祉サービス等報酬改定検討チームの会議(R5.5.22)の中では、国保連データを基にした多くの資料が掲載されている<sup>9)</sup>。障害者の総数(図1)は1160.2万人であり、人口の約9.2%に相当する。そのうち、身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。障害者数全体は増加傾向にあ

り、また在宅・通所の障害者は増加傾向にある。前回調査時は障害者の総数は 936.6 万人、人口の約 7.4%に相当する。そのうち、身体障害者は 436.0 万人、

知的障害者は 108.2 万人、精神障害者は 392.4 万人。特に精神障害者の増加が 222 万人と多くなっている。障害福祉サービス等予算の推移としては、障害福祉サービス関係予算額は 15 年間で 3 倍以上に増加している (図 2)。

## 障害者の数

- 障害者の総数は1160.2万人であり、人口の約9.2%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は109.4万人、精神障害者は614.8万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

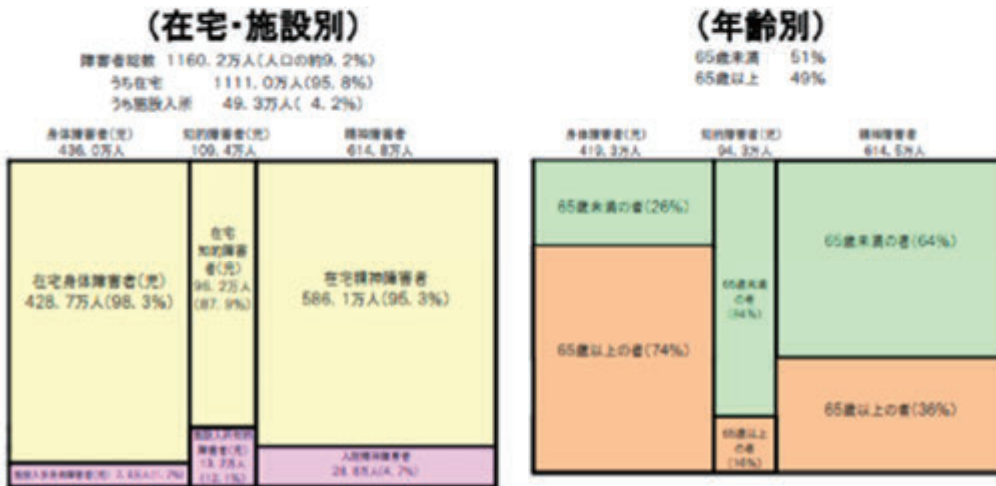


図 1 障害者の数 (障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第 28 回資料 1)

## 障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は 15 年間で 3 倍以上に増加している。

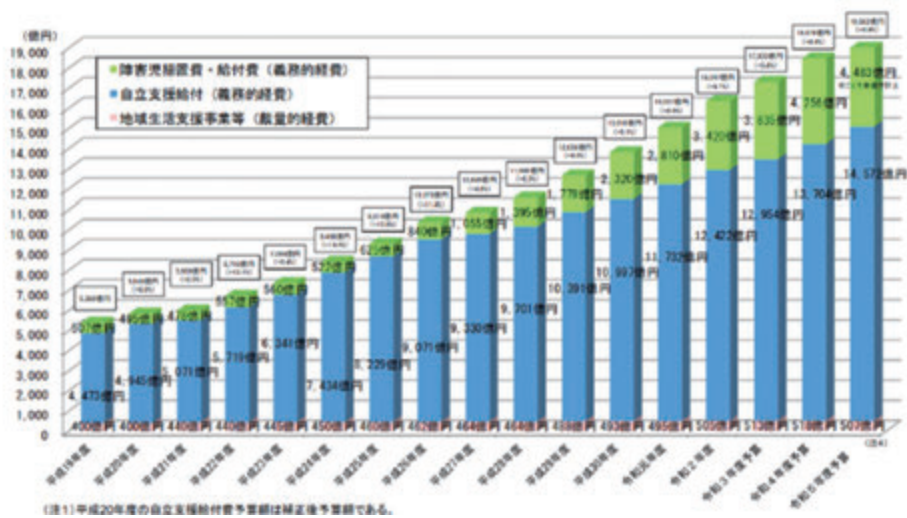


図 2 障害福祉サービス等予算の推移 (障害福祉サービス等報酬改定検討チーム第 28 回資料 1)

また障害福祉サービス事業は、介護保険事業と同様、法改正が頻繁にあり、特に3年に1度、大きな報酬改定があり、基本報酬や加算、事業所の人員要件等が変わってくるので、事業運営もその都度見直す必要がある。障害福祉サービス等報酬改定については、厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チームから、改正内容が示され、まず法改正年度ごとに全体の改定率が示される<sup>10)</sup>。

- 平成21年度改定+5.1%
- 平成24年度改定+2.0%
- 平成27年度改定±0%
- 平成30年度改定+0.47%
- 令和3年度改訂+0.56%

これ以外にも、改定率の改正時期はあったので、この数字だけを見ると、徐々に低くなっている傾向にある。

ここで、直近の令和2年経営実態調査による資料(図3)を見ていく。報酬改定の中身を決めていく重要な指標に、障害福祉サービス等経営概況調査での「収支差率」がある。収支差率とは、障害福祉サービス等事業での利益率のこと。もちろん、法人の形態や規模により肌感覚とは異なってくるが、報酬改定の参考とする数値とされている。令和元年度の収支差率として、全サービス平均で5.0%となっている。この中で、比較上、数値の高いサービスが見直しの重点対象とされる。

### 令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要

- 調査の目的  
障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定の影響把握及び次期報酬改定のための基礎資料を得る。
- 調査時期 令和2年6月(令和元年度決算を調査)
- 調査対象等
  - ・ 調査対象 全ての障害福祉サービス等
  - ・ 抽出方法 調査対象サービスごとに、層化無作為抽出法により、4.7%~全数で抽出
  - ・ 調査客体数 16,657施設・事業所
  - ・ 有効回答数 9,068施設・事業所(有効回答率:54.4%)
  - ・ 調査項目 障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収入の状況、支出の状況 等

サービスの種類	令和2年調査 実態調査			サービスの種類	令和2年調査 実態調査		
	平成29年度 実態調査 平成28年度 決算	令和元年度 決算	対28年度 増減		平成29年度 実態調査 平成28年度 決算	令和元年度 決算	対28年度 増減
訪問系サービス				相談系サービス			
居宅介護	5.9%	5.3%	△0.6%	自立生活援助※	2.7%		
重度訪問介護	7.9%	5.9%	△2.0%	計画相談支援	1.0%	0.5%	△0.5%
同行介護	5.3%	5.1%	△0.2%	地域移行支援	4.2%	3.0%	△1.2%
行動介護	6.5%	4.0%	△2.5%	地域定着支援	1.7%	5.2%	3.5%
日中活動系サービス				障害児相談支援	△0.5%	1.5%	2.0%
短期入所	3.8%	4.0%	0.2%	障害児通所・訪問サービス			
療養介護	3.3%	1.6%	△1.7%	児童発達支援	4.8%	1.2%	△3.6%
生活介護	5.3%	8.9%	3.6%	医療型児童発達支援※	0.0%	1.3%	1.3%
施設系・居住系サービス				放課後等デイサービス	10.9%	10.7%	△0.2%
施設入所支援	4.8%	6.3%	1.5%	居宅訪問型児童発達支援※		△0.3%	
共同生活援助(介護サービス包括型)	9.2%	7.3%	△1.9%	保育所等訪問支援	0.4%	△0.5%	△0.9%
共同生活援助(日中サービス支援型)※		11.5%		障害児入所サービス			
共同生活援助(外部サービス利用型)	6.8%	6.3%	△0.5%	福祉型障害児入所施設	0.0%	0.2%	0.2%
訓練系・就労系サービス				医療型障害児入所施設	2.2%	1.9%	△0.3%
自立訓練(機能訓練)※	2.1%	1.3%	△0.8%	全サービス平均(参考)			
自立訓練(生活訓練)	9.2%	6.4%	△2.8%	全体	5.9%	5.0%	△0.9%
就労移行支援	9.5%	5.5%	△4.0%	<参考> ○ 平成30年度の改定率 : +0.47% ○ 令和元年10月の改定率 : +2.00% (6か月分+1.00%)			
就労継続支援A型	14.2%	4.2%	△10.0%				
就労継続支援B型	12.8%	6.0%	△6.8%				
就労定着支援		2.9%					

図3 令和2年障害福祉サービス等経営実態調査結果の概要(厚生労働省)

2021年（令和3年度）の改正では、主要事項として6項目が挙げられた。

1. 重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域支援や報酬体系の見直し
2. 就労支援（就労定着支援・就労移行支援・就労継続支援）の報酬等の見直し
3. 医療的ケア児等、障害児支援の推進
4. 地域包括ケアシステムの推進
5. 感染症や災害への対応力強化
6. サービスの持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬や加算の見直し

上記、6項目が今回改正の主要事項となっており、これに沿って各サービスで改正点が決まっていく。2021年（令和3年）報酬改定では、特に重度化・医療的ケアが重要なポイントとなっている。

ここまで厚生労働省における障害福祉サービスに関する資料を見てきたが、現場に届く時期の前には、改訂と改訂の間の3年という期間を使って、関係団体とのヒアリングの場が持たれ、検討会や審議会、部会が開催され、中間発表があり、そして報告書が作成され、それらの結果に基づき、ルールが決まっていくという流れが明らかになった。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の予定は、図4のようなイメージが提示されている。そしてすでにその基礎資料となる、令和4年度障害福祉サービス等経営概況調査（図5）は結果が公表されており、令和5年度障害福祉サービス等経営実態調査はまさにその結果がまとめられようとしている時期となっている（図6）。

＜令和6年度報酬改定チーム検討スケジュール（イメージ）＞	
令和5年5月22日（月）	第28回報酬改定検討チーム（今後の検討の進め方について）
7月～8月	関係団体ヒアリング（6回程度）
8月中	関係団体ヒアリングの意見まとめ、論点整理
9月～10月	各サービスの報酬等の在り方について検討
11月	サービス横断的な報酬等の在り方について検討
12月	報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ
令和6年2月	障害福祉サービス等報酬改定案のとりまとめ

図4 令和6年度報酬改定チーム検討スケジュール（厚生労働省 障害福祉サービス等報酬改定検討チームについて）

## 4. まとめ

障害福祉サービス事業者がビジネスを通して、社会問題解決のために、自分たちの私利私欲を肥やすための理想を追求するのではなく、国の動向を踏まえることを大前提とし、厚生労働省の資料を読み解き、障害福祉サービス事業者はどのような社会を望み、何をすべきかについて、改めて考察を行ない、今後の在り方についての視点を究明することを目的とした。

しかしながら、障害福祉サービス事業者の不正が相次いで起こる実情があり、より良いサービスの充実を図ろうとする事業者が逆に法改正により、事業が継続できなくなるという本末転倒な事態が起こっているのではないかという懸念が生じた。また議論されつくして出来上がっている法改正の内容が、決まった年の4月1日からスタートされたとして、その国としての議論の詳細を現場で把握することができていなければ、なぜ、こんな変更が行われるのか？すぐに対応なんてできないなど、大混乱が生じることは容易に想像できる。

これらのことから、一経営者、一事業者として、目の前の短期的な視点だけでなく、中・長期的な視野を持って、ビジネスを運営していけるスキルの向上、そしてさらにはサービス種別をも乗り越えた横断的な組織としてのつながりを持つことで、いち早く情報をキャッチし、法改正に備える準備ができる。日本の社会問題としての超高齢化社会という現実、少子化が及ぼす働き手が増えない現実、そして障害者数も年々増加している現実から考えると、障害福祉業界の全体として、社会問題解決につながるのかというビジネスチャンスとしての発展・習熟こそが、大きな課題である。どのように人材を確保していくのか、少ない人材で、サービスの質を落とさずに事業の継続ができるためにはどうすればいいのか？情報弱者の現実を解決するにはどうすればいいのか？など、そのためには、各個人が業界の動きに対してアンテナを張り、社会全体の流れに注目し、目の前の実務に忙殺されるだけでなく、大きな視点での情報をとにかく早く手に入れることが直近の課題となってくるであろう。

## 令和4年障害福祉サービス等経営概況調査結果の概要

- 調査の目的  
障害福祉サービス等経営概況調査は、障害福祉サービス等施設・事業所の経営状況等を明らかにし、障害福祉サービス等報酬改定の影響把握及び次期報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。
- 調査時期  
令和4年9～11月(令和2年度、3年度決算を調査)
- 調査対象等
  - ・調査対象 全ての障害福祉サービス等
  - ・抽出方法 調査対象サービスごとに、層化無作為抽出法により、3.6%～全数で抽出
  - ・調査客体数 13,968施設・事業所
  - ・有効回答数 6,990施設・事業所(有効回答率:50.0%)
- 調査項目 障害福祉サービス等の提供状況、従事者の状況、収支の状況 等

サービスの種類	令和2年度 決算	令和3年度 決算	増減	サービスの種類	令和2年度 決算	令和3年度 決算	増減
<b>訪問系サービス</b>				<b>相談系サービス</b>			
居宅介護	8.5%	8.3%	▲0.2%	自立生活援助	▲0.8%	1.7%	2.6%
重度訪問介護	6.9%	5.6%	▲1.3%	計画相談支援	▲1.3%	0.3%	1.6%
同行支援	8.7%	6.2%	▲2.5%	地域移行支援	6.7%	3.8%	▲2.8%
行動支援	7.5%	7.4%	▲0.2%	地域定着支援	6.4%	4.9%	▲1.5%
<b>日中活動系サービス</b>				障害児相談支援	1.6%	2.9%	1.2%
短期入所	1.4%	3.2%	1.9%	<b>障害児通所・訪問サービス</b>			
療養介護	3.6%	3.5%	▲0.1%	児童発達支援	3.4%	4.9%	1.5%
生活介護	8.3%	8.3%	0.0%	医療型児童発達支援 ※	▲1.1%	0.4%	1.5%
<b>施設系・居住系サービス</b>				放課後等デイサービス	10.0%	5.9%	▲4.2%
施設入所支援	2.8%	4.7%	1.9%	居宅訪問型児童発達支援 ※	▲1.9%	3.1%	5.0%
共同生活援助(介護サービス包括型)	3.6%	5.8%	2.2%	保育所等訪問支援	7.9%	3.8%	▲4.1%
共同生活援助(日中サービス支援型)	6.6%	6.9%	0.3%	<b>障害児入所サービス</b>			
共同生活援助(外部サービス利用型)	6.7%	8.1%	1.3%	福祉型障害児入所施設	4.1%	4.6%	0.6%
<b>訓練系・就労系サービス</b>				医療型障害児入所施設	5.0%	5.5%	0.6%
自立訓練(機能訓練) ※	▲1.2%	1.2%	2.4%	<b>全サービス平均(参考)</b>			
自立訓練(生活訓練)	4.1%	2.4%	▲1.8%	全体	4.8%	5.1%	0.3%
就労移行支援	6.8%	3.2%	▲3.6%				
就労継続支援A型	6.2%	7.1%	0.9%				
就労継続支援B型	4.5%	4.7%	0.2%				
就労定着支援	2.4%	2.9%	0.5%				

図5 令和4年度障害福祉サービス等経営概況調査  
(厚生労働省)

### 参考文献 等

- 1) 47NEWS:障害福祉を食い物、全国で公金の不正受給 26 億円 5 年間で 5.6 倍増、あおるコンサルタントが背景に  
<https://www.47news.jp/4689120.html>
- 2) NPO 法人障がい者就労支援事業共創ネットワーク:障害者就労支援は儲かる?!-2  
<https://kyousounet.com/2021/07/16/2118/>
- 3) 大藪元康(2016):「社会福祉サービス提供主体のあり方について」中部学院大学・中部学院大学短期大学部 研究紀要第 17 号 (2016) 61-66
- 4) 障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～令和 4 年 6 月 13 日
- 5) 厚生労働省社会・援護局長:地域社会における共生の実現に向

図6 令和5年度障害福祉サービス等経営実態調査のスケジュール (厚生労働省)

令和5年6月12日 (月)	▶ 調査票発送
令和5年7月18日 (火)	▶ 郵送による調査票提出〆切り
令和5年7月25日 (火)	▶ オンラインによる回答送信〆切り
令和5年10月～11月	▶ 概況公表(予定)
令和6年3月	▶ 集計表公表(予定)

※ 回答方法は、調査票の郵送または、オンラインによる回答のどちらかをお選びいただけます。  
(オンラインによる回答を推奨しています。)



けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に  
関する法律の公布について（通知）社援発 0627 第 3 号平成 24  
年 6 月 27 日

6) atGP しごと LABO:障害者総合支援法とは？障害福祉サービスの  
概要をわかりやすく解説

7) 障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて～社会  
保障審議会 障害者部会 報告書～平成 27 年 12 月 14 日

8) 障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて 中間  
整理 令和 3 年 12 月 16 日

9) 厚生労働省:令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html)

10) ごとう行政書士事務所：【2021 年（令和 3 年）】障害福祉サービ  
ス報酬改定を解説

<https://www.gotooffice.jp/welfare-law/>